

東北生活文化大学短期大学部学則

令和6年4月1日 施行

第1章 目的及び使命

第1条 東北生活文化大学短期大学部（以下「本学」という。）は、三島学園建学の精神に基づいて、我が国の生活文化の向上を図るため、生活と文化に関する専門の学芸を教授研究し、実学教育によって職業又は実際生活に必要な能力を養成し、社会に貢献する実践力のある人材を育成することを目的とし、使命とする。

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、大学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制等については、別に定める。

第2章 学科、学生定員及び修業年限

第3条 本学に、生活文化学科を置く。

2 生活文化学科に、次の二専攻を置く。

　　食物栄養学専攻

　　子ども生活専攻

3 生活文化学科及び専攻の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

　　生活文化学科 広く教養を培い、生活文化に関する学習を通して、職業又は実際生活に必要な豊かな能力を備えた人材を育成することを目的とする。

　　ア 食物栄養学専攻 生活文化を基礎とした教養及び基礎学力を身に付けるとともに、栄養士の養成を目的とした教育課程により、食分野において貢献できる人材の育成を目的とする。

　　イ 子ども生活専攻 生活文化を基礎とした教養及び基礎学力を身に付けるとともに、保育に関する知識及び技能を講義・演習・実習を通して修得し、保育現場において自ら課題の解決に取り組むことができる人材の育成を目的とする。

4 生活文化学科並びに同学科に置く専攻の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学科及び専攻課程	入学定員	収容定員
生活文化学科	100人	200人
食物栄養学専攻	(40人)	(80人)
子ども生活専攻	(60人)	(120人)

表中括弧を付したものは、専攻の定員で内数である。

第4条 本学の修業年限は、2年とする。

2 在学年限は、4年を超えることができない。

第3章 学年、学期、授業期間及び休業日

第5条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

第6条 学年を次の2期に分ける。

前 期 4月1日から9月30日まで

後 期 10月1日から翌年3月31日まで

第7条 本学における1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

第8条 本学における休業日を次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 本学創立記念日 10月27日

(4) 春季休業 3月10日から4月4日まで

(5) 夏季休業 8月1日から9月18日まで

(6) 冬季休業 12月25日から1月6日まで

ただし、学長が必要と認めたときは、臨時に休業日を設け、または休業日を変更することができる。

第4章 教育課程及び履修方法等

第9条 本学において開設する授業科目及びその単位数は、別表Iのとおりとする。

第10条 本学における授業は、15週をもって1期間とする。

2 各授業科目的単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果・授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、本学が定める時間の授業をもって1単位とすることがある。

(3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、課題研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

第11条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

第 12 条 授業の方法及び内容並びに 1 年間の授業の計画は、学生にあらかじめ明示する。

- 2 学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行う。
- 3 前項の基準は、別に定める。

第 13 条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が 1 年間又は 1 学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、別に定める。

- 2 所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目的登録を認めることができる。

第 14 条 本学において教育上有益と認めるときは、他の短期大学又は大学との協議に基づき、学生に当該他の短期大学又は大学の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目のうち修得した単位については、30 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 3 前二項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。

第 15 条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第 2 項（同条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて、30 単位を超えないものとする。

第 16 条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に短期大学又は大学（外国の短期大学又は大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 本学において教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第 1 項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前二項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第 14 条第 2 項及び前条第 1 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 30 単位を超えないものとする。この場合において、第 14 条第 3 項において準用する同条第 2 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、45 単位を超えないものとする。ただし、修業年限の短縮は、行わない。

第 17 条 学生が、職業を有している等の事情により、第 4 条第 1 項に定める修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修（以下「長期履修」という。）を認めることができる。

- 2 前項の規定により長期履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）が、その長期履修を認められた期間の延長又は短縮を願い出たときは、これを認めることができる。
- 3 前二項の規定により長期履修を認める期間は、4 年以内とする。

4 前三項に定めるもののほか、長期履修の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

第 18 条 本学は、各授業科目の履修者に対し、授業科目毎に試験その他の方法により、単位を授与する。

第 19 条 授業科目の試験の成績は、S, A, B, C, D の評語をもって評価し、評価 S, A, B, C は合格とし、D は不合格とする。

2 前項の評価の区分並びに再試験及び追試験については、別に定める。

第 5 章 卒業及び学位

第 20 条 本学に 2 年以上在学し、62 単位以上修得した者について、学長が卒業を認定する。

2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第 11 条第 2 項の授業の方法により修得する単位数は、30 単位を超えないものとする。

第 21 条 本学を卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

第 22 条 教育職員免許状を得ようとする者は、教育職員免許法並びに同法施行規則に定める授業科目について必要な単位を別表 I により修得しなければならない。

2 本学において取得できる教育職員免許状の種類は、次のとおりである。

生活文化学科 子ども生活専攻 幼稚園教諭二種免許状

第 23 条 子ども生活専攻の学生で、保育士資格を得ようとする者は、児童福祉法施行規則

第 6 条の 2 第 1 項第 3 号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法に従い、別表 I により修得しなければならない。

2 食物栄養学専攻の学生で、栄養士免許を得ようとする者は、栄養士法施行規則第 8 条に規定する教育課程に関する科目について必要な単位を、別表 I により修得しなければならない。

第 6 章 入学、転入学、再入学、転専攻、転学、休学、復学、退学及び除籍

第 24 条 入学は、学年始めとする。ただし、再入学については、学期の始めとすることができる。

第 25 条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）
- (3) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（廃止前の大学入学資格検定規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

2 入学を志願する者には、入学試験を行い、合格者を定める。

第 26 条 他の大学に在学する者で、その学長の許可を得て本学に転入学を志願するものがあるときは、選考の上、学長が転入学を許可することがある。

第 27 条 入学又は転入学を志願する者は、所定の書類に入学検定料を添えて願い出なければならない。

第 28 条 入学試験に合格した者又は転入学の選考に合格した者は、所定の期日までに所定の書類を提出するとともに、入学金、授業料及びその他の学生納付金（以下「入学金等」という。）を納入しなければならない。

2 所定の期日までに前項の書類を提出し、かつ入学金等を納入した者に、学長が入学又は転入学を許可する。

第 29 条 本学を退学した者で再入学を志願するときは、選考の上、学長が相當年次に再入学を許可することがある。

2 前項の規定にかかわらず第 45 条第 2 項による退学者は、再入学することができない。

3 第 27 条並びに前条第 1 項及び第 2 項の規定は、再入学を志願する者又は再入学の選考に合格した者に準用する。

第 30 条 転専攻を志願する者があるときは、選考の上、学長が相當年次に転専攻を許可することがある。

第 31 条 他の大学へ転学しようとする者は、願い出て、学長の許可を得なければならない。

第 32 条 病気その他止むを得ない事由により、3ヵ月以上修学することができない者は、休学を願い出ることができる。

2 休学期間は、1年以内とし、在学年数に算入しない。

第 33 条 休学期間が満了したときは、復学しなければならない。

2 休学期間にその事由が止んだときは、復学を願い出ることができる。

第 34 条 病気その他の事由により修学が不適当と認められる者に対しては、学長が休学を命ずることがある。

2 休学期間にその事由が止んだときは、復学を命ずる。

第 35 条 病気その他止むを得ない事由により退学しようとする者は、退学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

第 36 条 学生で次の各号の一に該当する者は、学長がこれを除籍する。

- (1) 第 4 条第 2 項又は第 17 条第 3 項に定める在学年限を超えた者
- (2) 授業料等を3ヵ月以上滞納し、督促してもなお納入しない者
- (3) 長期間にわたり行方不明の者
- (4) 在学中に死亡した者

2 学生の除籍及び復籍に関して必要な事項は、別に定める。

第7章 入学検定料並びに入学金、授業料及びその他の学生納付金

第37条 入学検定料並びに入学金、授業料及びその他の学生納付金の額は、別表Ⅱのとおりとする。

- 2 授業料及びその他の学生納付金（以下「授業料等」という。）は、前期及び後期にそれぞれの年額2分の1に相当する額を、前期にあっては4月末日までに、後期にあっては10月末日までに納入しなければならない。
- 3 前項の納入期限内に納入が難しい場合は、別に定める授業料等延納願の提出により延納を認めることがある。
- 4 長期履修学生の授業料等の年額は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する授業料等の額に第4条第1項の修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期履修を認められた期間の年数で除した額とする。
- 5 長期履修学生で、第17条第2項の規定により在学期間の延長又は短縮を認められたものの授業料等の扱いについては、別に定める。

第38条 前条第1項の学生納付金のほか、学生は別に定める諸会費等を納入しなければならない。

第39条 前期又は後期の中途において復学した者は、復学した月の属する当該期分の授業料等を、復学した月に納入しなければならない。

第40条 学年の中途で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの月の属する当該期分の授業料等を納入しなければならない。

第41条 前期又は後期の中途で退学し又は除籍された者の当該期分の授業料等は、徴収する。
2 停学期間中の授業料等は、徴収する。

第42条 休学を許可され又は命ぜられた者については、当該期間中の授業料等を免除する。

2 前期又は後期の途中で休学を許可され又は命ぜられた者の当該期分の授業料等は、徴収する。

第43条 納入した入学検定料、入学金及び授業料は、返還しない。ただし、一般入学試験に合格して授業料等を納付した者が、入学前年度の3月31日までに所定の書類により入学辞退を申し出た場合は、その者の申し出により授業料等相当額を返還する。

第8章 賞罰

第44条 学生で他の模範となる行為のあったときは、学長がこれを褒賞する。

第45条 学生で法令及び本学の学則に違反、または学内の秩序を乱す行為のあったときは、学長がこれを懲戒する。

2 懲戒を分けて訓告、停学及び退学とする。

第9章 職員

第46条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及びその他の職員を置く。

2 前項の職員のほか、本学に副学長を置くことがある。

第 10 章 教授会

第 47 条 本学に、教授会を置く。

2 教授会の組織、運営その他必要な事項は、別に定める。

第 11 章 科目等履修生、外国人学生、委託生及び特別聴講学生

第 48 条 本学の授業科目について履修を志願する者があるときは、学生の教育に支障のない限り、科目等履修生として履修を許可することがある。

2 科目等履修生を志願する者は、所定の書類に別表Ⅲに定める額の入学検定料を添えて願い出るものとする。

3 科目等履修生は、別表Ⅲに定める額の授業料を納入しなければならない。

4 科目等履修生の単位の授与については、第 18 条の規定を準用する。

5 前各項に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

第 49 条 外国人で、入学を志願する者があるときは、選考の上、入学を許可することがある。

2 前項の選考の方法は、別に定める。

第 50 条 国・地方公共団体又は教育機関から推薦された者で、特定の授業科目について研究する者を委託生として入学を許可することがある。

2 委託生は、別表Ⅲに定める額の研究料を納入しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、委託生に関し必要な事項は、別に定める。

第 51 条 本学において他の短期大学又は大学（外国の短期大学又は大学を含む。）との協議に基づき、当該他短期大学等の学生に特別聴講学生として本学の授業科目を履修させることがある。

2 前項に定めるもののほか、特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

第 52 条 科目等履修生、外国人学生、委託生及び特別聴講学生には、別段の定めがない限り、この学則の規定を準用する。ただし、科目等履修生及び特別聴講学生には、第 20 条の規定は、適用しない。

第 12 章 公開講座

第 53 条 本学は、公開講座を開講することがある。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

第 13 章 図書館

第 54 条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関する規程は、別に定める。

第 14 章 厚生保健施設

第 55 条 本学に保健センター及び体育館を置く。

2 前項の施設に関する規程は、別に定める。

附 則

1. 本学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
2. 平成 18 年度以前に本学に入学、転入学した者の教育課程、履修方法及び授業料等は、この規程にかかわらず、なお従前のとおりとする。

附 則

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 20 年度以前に入学した者の授業科目、単位数、履修方法等については、改正後の別表 I の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 12 条の 2 第 1 項の規定は、平成 22 年度に入学する者から適用する。
- 3 平成 22 年度以後に転入学又は再入学する者の改正後の第 12 条の 2 第 1 項の規定の適用は、転入学又は再入学を許可された年次に在学する者の例による。
- 4 平成 21 年度以前に入学した者の授業科目、単位数、履修方法等については、改正後の別表 I の 1 及び 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 22 年度以前に入学した者の授業科目、単位数、履修方法等については、改正後の別表 I の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 23 年度以前に入学した者の授業科目、単位数、履修方法等については、改正後の別表 I の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 生活文化学科の生活学専攻は、改正後の第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 24 年 3 月 31 日に該当専攻に在学する者（以下「在学者」という。）が当該専攻に在学しなくなるまでの間存続するものとし、在学者の授業科目、単位数、履修方法等並びに授業料については、別表第 I 及び別表第 II の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 25 年度以前に入学した者の授業科目、単位数、履修方法等については、改正後の別表 I の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、改正後の第 17 条第 1 項から第 3 項までの規定は、平成 27 年度に入学する者から適用する。
- 2 平成 26 年度以前に入学した者の授業科目、単位数、履修方法等については、改正後の別表 I (3) の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年度以前に入学した者の授業科目、単位数、履修方法等については、改正後の別表 I (1), (3), (4) 及び 2, 3 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年度以前に入学した者の授業科目、単位数、履修方法等については、改正後の別表 I の 1(2) の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 30 年度以前に入学した者の授業科目、単位数、履修方法等については、改正後の別表 I (4) の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和元年度以前に入学した者の授業科目、単位数、履修方法等については、改正後の別表 I (3) の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 2 年度以前に入学した者の授業科目、単位数、履修方法等については、改正後の別表 I (1), (4) の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 4 年度以前に入学した者の授業科目、単位数、履修方法等については、改正後の別表 I (3), (4) の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和5年度以前に入学した者の授業科目、単位数、履修方法等については、改正後の別表Iの規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表 I

1. 生活文化学科に関する科目

(1) 生活文化学科共通教養科目

科 目		単位数		備 考
		必修	選択	
然人 科と 学自	生物と生命倫理		2	
	環境学		2	
生活 と社会	消費生活と経済		2	
	社会学		2	
	日本国憲法	2		
人と 文化	文化史		2	
	心理学		2	
	健 康 管 理 学		2	
	健 康 ス ポ ー ツ I		1	
	健 康 ス ポ ー ツ II		1	
情報・ 言語コミュニケーション	日本語基礎		2	
	国語表現法		2	
	英語 I		1	
	英語 II		1	
	情報処理 I		1	
	情報処理 II		1	
キャリア形成	スタディスキルズ	1		
	キャリアアップセミナー		1	
	キャリアサポートセミナー I		1	
	キャリアサポートセミナー II		1	
合 計		3	27	

(注 1) 保育士の資格を得ようとする場合は、備考欄の「保育(必)」とある授業科目の全部を履修し、当該科目の単位数を含め、12単位以上修得すること。

(注 2) 幼稚園免許を得ようとする場合は、備考欄の「幼免(必)」とある授業科目を修得すること。(4)において同じ。

(2) 生活文化学科基幹科目

科 目		単位数		備 考
		必修	選択	
生活文化概論		2		
生活文化各論			2	
合 計		2	2	

(3) 食物栄養学専攻専攻科目

科 目		単位数		備 考
		必修	選択	
専門基礎科目	有機化学		2	
	統計学		2	
	数学基礎演習		1	
	栄養情報処理演習 I		1	
	栄養情報処理演習 II		1	
専門分野	社会福祉論		2	栄(必)
	公衆衛生学	2		
	健康管理概論		2	
	解剖生理学	2		栄(必)
	運動生理学		2	
	生化学	2		
	病理学		2	
	食品学	2		栄(必)
	食品機能学		2	
	食品学実験 I	1		
	食品学実験 II		1	
	食品衛生学	2		
	食品衛生学実験 I	1		
	食品衛生学実験 II		1	
	微生物学		2	栄(必)
栄養と健康	栄養学 I	2		栄(必)
	栄養学 II		2	
	栄養学実験		1	
	ライフステージ栄養学	2		栄(必)
	ライフステージ栄養学実習 I		1	
	ライフステージ栄養学実習 II		1	
	臨床栄養学概論	2		
	臨床栄養学各論		2	栄(必)
	臨床栄養学実習		1	

科 目		単位数		備 考
		必修	選択	
栄養の指導	栄養指導論 I	2		栄(必)
	栄養指導論 II		2	
	栄養指導論実習		1	栄(必)
	公衆栄養学	2		
給食の運営	調理科学論	2		栄(必)
	調理学実習 I	1		
	調理学実習 II		1	
	調理学実習 III		1	
	給食管理学	2		栄(必)
	給食管理基礎演習 I		1	
	給食管理基礎演習 II		1	
	給食管理実習 I	1		
	給食管理実習 II		1	栄(必)
	給食管理実習 III (給食運営に係る校外実習)		1	
	栄養士基礎演習		1	
資格支援科目	食文化論		2	
	食生活支援論		1	
	特別演習		2	
	テーブルコーディネート I (テーブルマナーを含む。)		1	
	テーブルコーディネート II		1	
	フードマネジメント		2	
	コンピューターサイエンス概論		2	
	スポーツ栄養学		1	
合 計		28	51	

(注) 栄養士の資格を得ようとする場合は、備考欄の「栄(必)」とある授業科目を修得すること。

(4) 子ども生活専攻専攻科目

科 目	単位数		備 考
	必修	選択	
保育の本質・目的 に関する科目	保育原理	2	保育(必)
	教育原理	2	保育(必)・幼免(必)
	子ども家庭福祉論	2	保育(必)
	社会福祉論	2	保育(必)
	地域福祉論		2
	子ども家庭支援論		2
	社会的養護I	2	保育(必)
	保育者論	2	保育(必)・幼免(必)
	教育・保育制度論		幼免(必)
保育の対象の 理解に関する科目	発達心理学	2	幼免(必)
	子ども理解の理論と方法	1	保育(必)・幼免(必)
	教育心理学		1
	子ども家庭支援の心理学		2
	教育・保育相談		2
	子どもの保健	2	保育(必)
	子どもの食と栄養I	1	保育(必)
	子どもの食と栄養II	1	保育(必)
保育の内容・方法に 関する科目	教育課程論		1
	保育の計画と評価	2	保育(必)
	保育内容総論	1	保育(必)・幼免(必)
	保育内容(健康)	1	保育(必)・幼免(必)
	保育内容(人間関係)	1	保育(必)・幼免(必)
	保育内容(環境)	1	保育(必)・幼免(必)
	保育内容(言葉)	1	保育(必)・幼免(必)
	保育内容(表現I)	1	保育(必)・幼免(必)
	保育内容(表現II)	1	保育(必)・幼免(必)
	子どもと健康	1	保育(必)・幼免(必)
	子どもと人間関係	1	保育(必)・幼免(必)
	子どもと環境	1	保育(必)・幼免(必)
	子どもと言葉	1	保育(必)・幼免(必)

科 目	単位数		備 考
	必修	選択	
保育の内容・方法に 関する科目	子どもと音楽表現	1	保育(必)・幼免(必)
	子どもと造形表現	1	保育(必)・幼免(必)
	教育・保育方法論	2	幼免(必)
	保育内容の指導法		幼免(必)
	保育の実技と演習		幼免(必)
	児童文化化		保育(必)
	乳児保育I	2	保育(必)
	乳児保育II		保育(必)
	子どもの健康と安全		保育(必)
	障害児保育		保育(必)
	特別支援教育		幼免(必)
	社会的養護II		保育(必)
	子育て支援		保育(必)
	ピアノI	1	
	ピアノII	1	
	ピアノIII		
	ピアノIV		
保育実習	保育実習I		保育(必)
	保育実習指導I		保育(必)
	保育実習II		保育(必)
	保育実習指導II		保育(必)
教育実習	教育実習(事前事後指導を含む。)		幼免(必)
教職実践演習・ 総合演習	保育・教職実践演習(幼稚園)		保育(必)・幼免(必)
資格支援科目	ピアヘルパー演習		
合 計		40	40

(注) 保育士の資格を得ようとする場合は、備考欄の「保育(必)」とある授業科目の全部を修得し、当該科目の単位数を含め、保育の本質・目的に関する科目、保育の対象の理解に関する科目、保育の内容・方法に関する科目群から、70単位以上修得すること。

別表II 入学検定料、入学金、授業料及びその他の学生納付金

区分	生活文化学科	
	食物栄養学専攻	子ども生活専攻
入学 検 定 料	大学入学共通テスト利用選抜試験以外	30,000 円
	大学入学共通テスト利用選抜試験 ※1	14,000 円
	大学入学共通テスト利用選抜試験 ※2	24,000 円
入学金		250,000 円
授業料（年額）		590,000 円
施設設備資金（年額）		165,000 円
教育充実費（年額）		160,000 円
実験実習料（年額）		60,000 円

※1 大学入学共通テスト利用選抜試験：一つの専攻に出願の場合

※2 大学入学共通テスト利用選抜試験：二つの専攻に出願の場合

別表III 科目等履修生、委託生の入学検定料、入学金、授業料、保険料及び研究料

	科目等履修生	委託生
入学検定料	30,000 円	——
入 学 金	——	——
授 業 料	講義科目 13,000 円 演習科目 15,000 円 実験・実習・実技科目 20,000 円 (上記 1 単位相当につき)	——
保 険 料（年額）	1,340 円	
研 究 料（月額）	——	10,000 円